

SAMPLE

司法試験 原孝至・基礎講座

基本講義レジュメ

【民法】

※ 本レジュメは、原孝至・基礎講座の各回の講義で実際に配付される「基本講義レジュメ」を一部抜粋したものです。

基礎講座は、この「基本講義レジュメ」を基に進行します。レジュメとは別に、法律基本7科目では「スタンダードテキスト」を配付し、適宜参照していきます。原孝至・基礎講座は、レジュメとスタンダードテキストだけで学習が完結するように設計されています。

辰巳専任講師・弁護士

原孝至 先生

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

原孝至・基礎講座 オリジナル 「基本講義レジュメ」の特徴

※本冊子は、原孝至・基礎講座の各回の講義で実際に配付される
「基本講義レジュメ」を一部抜粋したものです。

■基本事例問題（本冊子 P.1）

原孝至・基礎講座では、知識を INPUT する前に、事例問題の検討から入ります。単純化された事例問題の検討を通して、最初に、法律家に求められる思考を体験します。事例問題は図式化され、初学者が視覚的にも理解しやすい工夫がされています。

■本ケースで論じる実益（本冊子 P.2～4）

事案に即して法律の議論を展開する癖をつけられるようにするため、基本事例問題に即した具体的な「実益」を確認します。これを通して、法律上の主張・反論を行うために必要な知識をインプットしていきます。

■フロー型答案例（本冊子 P.6～9）

原孝至・基礎講座では、答案作成時の思考の流れに沿ったフロー型の答案例を使用します。思考フローが掴みやすい形になっていますので、議論の流れを視覚的に理解できます。また、答案例は、身につけるべき規範や言い回し等が穴埋めになっていますので、実際に思考し、手を動かすことで記憶すべき知識を定着させることができます。

原孝至・基礎講座（民法9）	基本事例問題 17
---------------	-----------

基本事例問題 17

甲は、乙骨董品店で、100万円の壺を買う契約を締結し、翌日乙が甲の家へ壺を配達し、受取時に代金を支払うこととした。

翌日、乙の従業員丙が、壺を配達するため、トラックで甲宅へ向かったが、途中で丁の運転する乗用車と衝突してしまった。そのため、壺は粉々になってしまった。

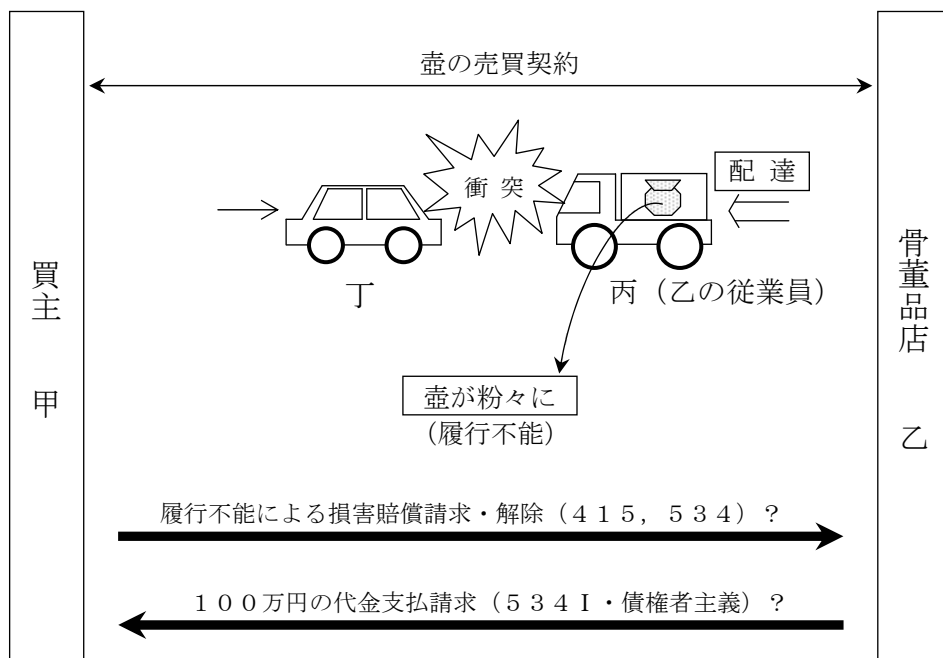
この場合、甲乙間の法律関係について論ぜよ。

↑

★POINT！

1回の講義で事例問題を2つ扱います。単純化された事案の検討を通して、どういふ思考が法律家に求められているかをクリアに理解できます。

◆ 事 案 ◆



★POINT！

各事例問題でポイントとなる論点を項目立てて解説しています。

□□履行補助者の故意・過失

(スタンダードテキスト 2P. 21～2 参照)

1 本ケースで論じる実益

甲は乙骨董品店で 100 万円の壺を買ったが、乙の従業員丙が、壺を配達するため、トラックで甲宅へ向かう途中で丁の運転する乗用車と衝突してしまったため、壺は粉々になってしまった。

この場合、甲としては乙の債務不履行を理由として損害賠償（415 条）、解除（543 条）をしたいところだが、乙自身には過失がない。

しかし、従業員丙に過失があった場合、その責任を雇主乙に負わせることができるだろうか。履行補助者の故意・過失を「債務者の責めに帰すべき事由」（415 条、543 条ただし書）に含めてよいかが問題となる。

★POINT！

事案に即した「本ケースで論じる実益」は、法律家に求められる思考をトレースするためのヒントです。

2 学説

履行補助者の故意・過失により債務不履行が生じた場合、債務者に責任を負わせる（大判昭 4. 3. 30、百選ⅡNo.5・通説）

もつとも、履行補助者にも種々の形態があるため、履行補助者を狭義の履行補助者（債務者の手足として利用する者）と履行代行者（債務者に代わって履行の全部を引き受ける者）に分類し、それに応じた処理をする。

3 判例（大判昭 4. 3. 30、百選ⅡNo.5）（ひらがなに編集しています）

「債務を負担する者は、契約又は法律に依り命せられたる一定の注意の下に、其の給付たる行為を為すべき義務あるを以て、債務者か債務の履行に付其の義務たる注意を尽したるや否は、総て債務の履行たる行為を為す可き者に付之を定む可く、従て、債務者か債務履行のため、他人を使用する場合に在りては、債務者は自ら其の被用者の選任監督に付過失なきことを要するは勿論、此の外尚ほ其の他人を使用して債務の履行を為さしむる範囲に於ては、被用者をして其の為すべき履行に伴ひ、必要なる注意を尽さしむ可き責を免せざるものにして、使用者たる債務者は其の履行に付被用者の不注意より生じたる結果に対し、債務の履行に関する一切の責任を回避することを得ざるものと云はざるを可からず。蓋し債務者は被用者の行為を利用して其の債務を履行せんとするものにして、此の範囲内における被用者の行為は、即債務者の行為そのものに外ならざるを以てなり。」

★POINT！

思考の過程で必要な学説・判例を「必要なだけ」抽出しています。枝葉末節にとらわれず、幹の部分をしっかり押さえる。これが入門段階での学習のポイントです。

□□危険負担の債権者主義

(スタンダードテキスト 2P.141 参照)

1 本ケースで論じる実益

乙の従業員丙は、壺の配達のため、トラックで甲宅へ向かう途中で丁の運転する乗用車と衝突してしまったため、壺は粉々になってしまった。

そのため、丙に過失がない場合、乙の引渡債務は、乙の「責めに帰することができない事由」(534条1項)により、履行不能となって消滅する。

では、乙は反対給付である甲の代金債務を請求することができるだろうか。本間の壺は特定物であるから、条文を形式的に適用すれば、534条1項の債権者主義が適用され、甲はなお代金債務を負うようにも思われる。

しかし、双務契約においては、双方の債務が対価的關係にあることから、存続上の牽連関係を認め、一方の債務が消滅すれば、他方の債務も消滅するのが公平ではないか。危険負担に関する534条1項を制限的に解釈すべきかが問題になる。

★POINT!

スタンダードテキストともリンク。
学習しやすさが違います。

2 学説

A 534条を制限的に解釈する

A1 目的物の引渡し・登記のいずれかがなされるか、または所有権の移転その他の物権変動が生じた場合にだけ、534条が適用される(我妻)。

A2 特約がない限り、目的物の引渡し、登記の移転、代金支払のうちのいずれかが生じた場合にだけ、534条が適用される(広中)

B 黙示の意思表示による見解

危険負担の規定は強行規定ではないことから、当事者は黙示的に債権者主義を排除する合意をしているものとして処理する。

3 判例(最判昭24.5.31)

Bが保管しているA所有の蚊取線香の売買において、その蚊取線香の売買は特定物の売買であることは明らかであるから、空襲によりその蚊取線香が消失したとしても、売主の代金債権が消滅する理由はないとした。

※ この判例は534条1項を適用しているように見えるが、契約締結当時すでに目的物は買主が保管していただけでなく、簡易の引渡しにより、引渡しが完了していたため、そもそも履行が終了していた事案であり、ことさらに債権者主義を持ち出す必要のない事案であるとする見解もある。

□□補 足

従業員丙に過失があった場合、その責任を雇主乙に負わせることができるのかが、まず問題となる。

過失のない場合には、売主乙の立場からすると、壺を売却したのであるから、その代金の支払を求めたい。これに対し、買主甲とすれば、目的物が滅失した以上、代金支払は拒絶したいし、滅失による損害の填補も求めたい。目的物が滅失してしまった以上、その危険を、売主乙か買主甲のいずれかが負担しなければならない。そこで、危険負担に関する534条をいかに解するのが問題となる。

危険負担の問題は債務者に帰責性のないことを前提として生ずるので、問題文から明らかでない場合には帰責性の有無を場合分けすることが必要である。

★POINT！

初学者でも答案を書きやすくするための「補足」も、必要に応じて掲載しています。本冊子のP6から答案例を掲載していますが、答案例を見る前に、これらを参考に自分で答案構成を試みましょう。

【MEMO】

★POINT！

基本講義レジュメは、余白も大きく取っています。原先生の講義を聞きながら、大事なところをご自身でメモをしていきましょう。

講義終了後には、自分だけのオリジナルノートが完成します！

★POINT！

辰巳独自の初学者向けの idea！

初学者でも答案を書く際の思考の流れが理解しやすい「フロー型答案例」。穴埋め形式で重要なことが記憶に残りやすい！

基本事例問題 17

甲は、乙骨董品店で、100 万円の壺を買
し、受取時に代金を支払うこととした。

翌日、乙の従業員丙が、壺を配達するため、トラックで甲宅へ向かったが、途中で丁の
運転する乗用車と衝突してしまった。そのため、壺は粉々になってしまった。

この場合、甲乙間の法律関係について論ぜよ。

【答案例】

答案構成上重要なポイントが空欄になっています。
※①～⑬の答えは、P8 以降に掲載しています。

◇ MEMO ◇

- 1 1 本問で、甲が骨董品店で購入した壺は物の個性に着目し
2 た① であり、乙は当該壺の引渡債務を負う。
3 ↓ところが
4 本問では、引渡前に丙丁の事故によって、壺が粉々にな
5 ってしまい、乙の引渡債務は社会通念上② となっ
6 ている。
7 ↓そこで
8 これにより、甲乙間の法律関係がどうなるのかが問題と
9 なるが、衝突事故についての過失の所在が明らかでないこ
10 とから、場合を分けて検討する。
11 ↓
12 2 丙に過失があった場合
13 この場合、甲は乙の③ を理由として、④
14 (4 1 5 条)、⑤ (5 4 3 条) をなしえないか。
15 乙自身には過失がなく、従業員たる丙に過失があることか
16 ら、「債務者の責めに帰すべき事由」(4 1 5 条、5 4 3 条
17 ただし書)があったといえるかが問題となる。
18 ↓思うに
19 債務者は、履行補助者を使用することによって利益を得
20 ているので、それに伴うリスクも負担するのが公平である。
21 ↓したがって
22 「債務者の責めに帰すべき事由」(4 1 5 条、5 4 3 条
23 ただし書)には、⑥ (1 条 2 項)、⑦
24 と解すべきである。
25 ↓本問では
26 乙は従業員丙をして、現実の提供という履行をなさしめ
27 ており、丙は履行補助者にあたる。
28 ↓したがって
29 丙の過失も乙の過失と同視され、甲は乙に債務不履行を
30 理由とする損害賠償(4 1 5 条)、解除(5 4 3 条)をなさ
31 しょう。

32 3 丙に過失がない場合

33 乙の引渡債務は、乙の「責めに帰することができない事
34 由」(⑧) により、履行不能となり、消滅す
35 る。

36 ↓では

37 乙は反対給付たる甲の代金債務を請求することができる
38 のか。両者は⑨ から生じた⑩ のある債務な
39 ので問題となる。

40 ↓確かに

41 本問の壺は、特定物であるから、条文を形式的に適用す
42 れば、534条1項の⑪ が適用され、甲はなお
43 代金債務を負うようにも思える。

44 ↓しかし

45 ①双務契約における対価的債務は、密接な関係を有し、
46 存続についても牽連関係を認めるのが公平である。

47 ②534条1項は、物を支配する者は危険をも負担すべ
48 きという趣旨に基づくものである。

49 ↓そこで

50 買主が目的物を⑫
51 とすべきである。具体的には、引渡しが必要である。

52 ↓本問では

53 壺の引渡しはなく、⑬ は買主甲に移転していないた
54 め、534条1項は適用されず、原則たる536条1項の
55 適用を受ける。

56 ↓そこで

57 甲の代金債務も消滅するものとする。

58

以 上

基本事例問題 17【解答付き】

甲は、乙骨董品店で、100万円の壺を買う契約を締結し、翌日乙が甲の家へ壺を配達し、受取時に代金を支払うこととした。

翌日、乙の従業員丙が、壺を配達するため、トラックで甲宅へ向かったが、途中で丁の運転する乗用車と衝突してしまった。そのため、壺は粉々になってしまった。

この場合、甲乙間の法律関係について論ぜよ。

【答案例】

◇ MEMO ◇

- 1 1 本問で、甲が骨董品店で購入した壺は物の個性に着目し
2 た①**特定物**であり、乙は当該壺の引渡債務を負う。
3 ↓ところが
4 本問では、引渡前に丙丁の事故によって、壺が粉々にな
5 ってしまい、乙の引渡債務は社会通念上②**履行不能**となっ
6 ている。
7 ↓そこで
8 これにより、甲乙間の法律関係がどうなるのかが問題と
9 なるが、衝突事故についての過失の所在が明らかでないこ
10 とから、場合を分けて検討する。
11 ↓
12 2 丙に過失があった場合
13 この場合、甲は乙の③**債務不履行**を理由として、④**損害**
14 **賠償**（415条）、⑤**解除**（543条）をなしえないか。
15 乙自身には過失がなく、従業員たる丙に過失があることか
16 ら、「債務者の責めに帰すべき事由」（415条、543条
17 ただし書）があったといえるかが問題となる。
18 ↓思うに
19 債務者は、履行補助者を使用することによって利益を得
20 ているので、それに伴うリスクも負担するのが公平である。
21 ↓したがって
22 「債務者の責めに帰すべき事由」（415条、543条
23 ただし書）には、⑥**信義則上**（1条2項）、⑦**履行補助者**
24 **の故意・過失も含まれる**と解すべきである。
25 ↓本問では
26 乙は従業員丙をして、現実の提供という履行をなさしめ
27 ており、丙は履行補助者にあたる。
28 ↓したがって
29 丙の過失も乙の過失と同視され、甲は乙に債務不履行を
30 理由とする損害賠償（415条）、解除（543条）をな
31 しうる。

32 3 丙に過失がない場合

33 乙の引渡債務は、乙の「責めに帰することができない事
34 由」(⑧534条1項)により、履行不能となり、消滅す
35 る。

36 ↓では

37 乙は反対給付たる甲の代金債務を請求することができる
38 のか。両者は⑨双務契約から生じた⑩牽連性のある債務な
39 ので問題となる。

40 ↓確かに

41 本問の壺は、特定物であるから、条文を形式的に適用す
42 れば、534条1項の⑪債権者主義が適用され、甲はなお
43 代金債務を負うようにも思える。

44 ↓しかし

45 ①双務契約における対価的債務は、密接な関係を有し、
46 存続についても牽連関係を認めるのが公平である。

47 ②534条1項は、物を支配する者は危険をも負担すべ
48 きという趣旨に基づくものである。

49 ↓そこで

50 買主が目的物を⑫自己の支配内に収めたときに危険が移
51 転する」とすべきである。具体的には、引渡しが必要である。

52 ↓本問では

53 壺の引渡しはなく、⑬支配は買主甲に移転していないた
54 め、534条1項は適用されず、原則たる536条1項の
55 適用を受ける。

56 ↓そこで

57 甲の代金債務も消滅するものとする。

58

以 上

原孝至先生のWEB ストリーミングをYouTube にて好評放映中！
詳細は辰巳 HP(<http://www.tatsumi.co.jp>)のバナーからアクセス
(下記2次元バーコードもご利用いただけます)



辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6 TEL03-3360-3371 (代表)
0120-319059 (受講相談)

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F TEL045-410-0690 (代表)

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400 (代表)

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066 (代表)

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F TEL052-588-3941 (代表)

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040 (代表)

岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館 8階穴吹カレッジキャリアアップスクール内

TEL086-236-0335